



健康コラム／名医が語る・お母さんへの手紙

児童虐待について

7月に厚生労働省が発表した統計によると、全国205カ所の児童相談所が09年度に児童虐待として対応したケースは44,210件と前年より1,546件増え、過去最多となりました。また、08年度の厚労省の統計では、虐待死が67人となっていました。

その時期に合わせたかのように、ショッキングな事件が報道されました。大阪のマンションで「異臭がする」という通報で駆けつけた警察官が、3歳と1歳のきょうだいの白骨化した遺体を発見しました。3月以降子ども達の泣き声に気づいた住民から虐待ホットラインに3回通報し、大阪市子ども相談センター(児童相談所)は5回も家庭訪問していました。しかし、子ども達の安否が確認できないまま、悲劇が起ころうしていました。今回のケースは虐待のうちでも、ネグレクト(育児放棄)と呼ばれるものです。子ども達がどんな思いで、亡くなったかと思うと涙をこらえ切れません。子ども達には何の罪も無く、親を頼りに生きるしか術はありません。親に見放され、空腹のまま、じりじりと死を迎えたかと思うと、本当に痛ましい事件です。

平成20年4月に改正された児童虐待防止法で

は、児童相談所の権限を強くし強制立ち入りが可能になりました。しかし、今回のケースでは強制立ち入りが必要のまま、子ども達が亡くなってしまいました。強制立ち入りは、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、(略)児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができるものとすること。と定義されています。しかし現実には、裁判所の許可のため煩雑な手続きが必要となり、昨年の強制立ち入りはわずか1件だけでした。遅ればせながら、今回の事件を受けて大阪府では子ども相談センターの体制を立て直すとともに、緊急性が高いと判断した児童虐待が疑われる場合、消防局職員による安否確認の取り組みを開始し、さらに警察官が日中常駐し虐待対応をサポートすることになりました。このような取り組みの強化が、虐待防止に役立つことを願っています。

どうすれば虐待を防ぐことや減らすことができるのでしょうか。これは本当に難しいことで、簡単なことではありません。児童相談所や行政の対応を非難することは簡単ですが、それで解決する

ものではありません。我々小児科医の大きな目的は、虐待の早期発見に尽きます。早めに発見して、児童相談所につなぐことが重要な役割です。但し、医療ネグレクトでは医療機関を受診しないため、早期発見が難しいのです。もうひとつの役割は、子育ての不安・心配の解消に力を貸すということです。統計上でも明らかですが、とくに母親の場合には、子育ての不安や心配が、方向性を変えて虐待につながると言われています。虐待で死亡することや障害を残すことは、病気と同じように考えなければなりません。病気であれば、予防することが最も重要です。

では、皆さんは、何をすべきなのでしょう。まず大事なことは、虐待について他人事とは思わず、しっかりと考えてみるということです。虐待を見逃さないように、虐待の恐れがある場合には児童相談所に通告することも大切であることを認識してください。そして、自分が虐待をしそうになったら、誰かに救いを求めることです。話すだけでも気が楽になります。虐待を疑ったら、虐待しそうになったら、育児に関する悩みがあれば、子どもに対する対応が気になったら、お友達、小児科、子どもの虐待防止ネットワーク等に気軽に相談してみましょ。

相談先
子どもの虐待防止ネットワーク あじび www.ajibi.or.jp
東三河児童虐待者相談センター www.etsuwa-netsu.or.jp

小児科専門医 川村 和久

仙台市在住。医療法人社団かわむらこどもクリニック(仙台市)院長。日本一の小児科サイトを運営。「お母さんの不安・心配の解消」を開業理念として、様々な子育て支援活動に取り組んでいる。院内報、HP、医療相談、育児サークルなどのユニークな活動が評価され、第1回広報企画賞受賞(NPO HIS研究センター)。生活はっとモーニング(NHK)等で、活動が紹介。仙台小児科医会長。宮城県小児科医会副会長。日本外来小児科学会理事。<http://www.kodomo-clinic.or.jp/>